

# ジョン・ダニエル・ワイルドの自然法論 (1)

— 自然法論の創始者としてのプラトンとアリストテレス —

平 手 賢 治

1. 序 論 —自然法論とその起源—
2. プラトンにおける存在論的前提
3. プラトンの哲学における自然本性
4. プラトンの自然法倫理学  
(以上本号 (『岐阜協立大学論集』 53 巻 2 号))
5. アリストテレスにおける存在論的前提
6. アリストテレスの哲学における自然本性
7. アリストテレスの自然法倫理学
8. 結 語 —自然法論とその歴史—

## 1. 序 論 —自然法論とその起源—

### 1. 1 自然法論の 5 つの存在論的テーゼと 3 つの倫理的テーゼ

ジョン・ダニエル・ワイルド (John Daniel Wild, 1902 ~ 1972) は、自然法論は、少なくとも、5 つの存在論的なテーゼと 3 つの倫理的なテーゼを保持しているとする (水波 (1968) p.476, 平手 (2019) pp.68 ~ 9)。

5 つの存在論的なテーゼとは、①世界は全体として互いに支え合っている多様な傾きの秩序である (規範的な世界秩序)、②個々それぞれの実在者は、その種の他の構成者と共有している本質的な構造によって特徴づけられている (有限な実在者の確定的な構造)、③かかる構造は、その種に共通の、一定の基本的な実存的傾きを規定する (実存的な実在者のダイナミックな傾き)、④これら傾きが、歪みや失敗なく実現されるならば、ダイナミックな一般的パターンを導くに違いない (ある程度の存在充足を獲得する、秩序づけられたプロセス)、⑤実在者が活発な現実化の状態にあることが善である (善という存在充足)、というものである。

5 つの存在論的なテーゼから、3 つの倫理的なテーゼが導かれる。3 つの倫理的なテーゼとは、①自然法の普遍性、②自然本性に基づいて定立される規範の実在、③人間本性の現実化としての人間にとっての善、である。

ワイルドは、以上のテーゼを一貫して擁護する思想家を、自然法論の伝統に属する道徳的実在主義者であるとする (Wild (1953) p.134)。

本稿の目的は、ワイルドの自然法論を忠実に辿ることによって、古典的自然法論の概要を示し、トマス主義自然法論の立場から (平手 (2016), 平手 (2018), 参照), 古典的自然法論を批判的に検討する下地を提供することにある。そこで、本稿では、ワイルドの問題意識である、〈プラトン (B.C.427 ~ 347) とアリストテレス (B.C.384 ~ 332) は、果たして、自然法論の伝統に属しているのか〉、もっといえば、〈プラトンとアリストテレスは、自然法論の創始者か〉を問題にし、古典的自然法論の概要を提示したい。

## 1. 2 自然法論の起源

自然法論は、ストア派によって、創始されたとの考えがある。しかし、ワイルドは、自然法論は、ストア派によってではなく、プラトンとアリストテレスによって、創始されたと主張する。

その際、想定される批判は2つある。第1は、自然の法則 (law of nature) という言葉は、近代のものであって、プラトンとアリストテレスによって、めったに用いられることはない、との批判である。しかし、たとえ、自然法という言葉が用いられなかったとしても、自然法という概念が示されることはある。プラトンにおいては、「書かれざる掟」(『法律』793B)、「自然の法」(『ゴルギアス』483E)、「自然の慣わし」(『ティマイオス』83E)、アリストテレスにおいては、「固有」の法に対比され、皆に承認された書かれざる法を意味する「共通」の法(『弁論術』1368b)、「人為法的」な正に対比され、普遍的な正しさを有する「自然法的」な正(『ニコマコス倫理学』第5巻第7章1134b)が言及される(なお、ロンメン (1961) p.10, 参照)。従って、ワイルドが指摘するように、プラトンとアリストテレスともに、その道徳的・政治的教説の根源において、自然法に言及しているといつてよからう (Wild (1953) p.136)。

第2は、自然法は、哲学的な構想というよりも、神学的な構想であるとの批判である。ワイルドは、自然法論は、啓示神学ではなく、自然神学に依拠している点を強調する。すなわち、プラトンとアリストテレスは、キリスト教の啓示を殊更受けることなく、「人間本性とその現実化に向けたその本質的な傾きについての分析」と「経験的な根拠づけ」に基づいて、自然法論を樹立したことを強調する。つまり、自然法の諸原理は、たとえ神が存在しなかったとしても、主張されるのである。とするならば、自然法論は、純粋に神学的な構想であるという主張に重大な疑義が生じるであろう (Wild (1953) p.136)。

以上より、〈自然法はストア派に起源を有する〉との考えは、慎重に取り扱われなければならない。ワイルドの如く、〈自然法はプラトンとアリストテレスにおいて創始された〉と考えることも十分に可能なのである (水波 (1968) pp.473 ~ 4)。

## 2. プラトンにおける存在論的前提

ある倫理学に、有限な実在者の究極的な根拠に遡ることが欠けていたとしよう。つまり、形而上学的基盤がなかったとしよう。その倫理学は、やがては衰えていくであろう。なぜなら、堅固な基盤を欠いているからである。結局、その倫理学は、相対主義に辿り着く<sup>1)</sup> (Wild (1953) p.137)。勿論、自然法論は、基本的に存在論的、形而上学的である。そこで、ワイルドは、プラトンの著作における、自然本性という言葉の意味を分析することによって、倫理的側面のみならず、存在論的側面を見出せることができるか、を確認する(なお、水波(2005) pp.74～83, 参照)。ワイルドに従い、プラトンの存在論的前提をみることにしよう。

### 2. 1 規範的な世界秩序としての自然本性

第1に、プラトンにおいて、自然本性とは、世界の出来事の一般的な流れを指している(『プロタゴラス』315C, 『パイドン』103B, 参照)。そして、世界の出来事の流れは、形相なしではありえない。形相は、お手本(原型)のようなものとして、自然本性の外部ではなく自然本性の内部において、不動の在り方をして存在している。形相以外のものは、複写物(同じように似せて作られたもの)としてある。この限りにおいて、形相以外のものは、形相に対し分有の関係にある(『パルメニデス』132D)。そこで、ワイルドは、個々の物事は、確かに、形相を完全に示すものではないが、形相(構造)によって規定された法則と一致し、他の物事に対し、様々な仕方・程度で、形相に近づいてゆく、とする(Wild (1953) p.138)。

そもそも、プラトンによれば、友愛や秩序正しさ、調和や正義が、天や地、神々や人々をひとつに結びつける。それ故、全体は秩序(コスモス)と呼ばれる(『ゴルギアス』508A)。そして、宇宙第一の運動原理は、唯物論者が指摘するような火や空気ではなく、魂(いのち)である。それ故に、魂こそ断然他のものを引きはなして自然本性によって存在する(『法律』892C)。自然本性的な秩序は、理性的な生きている原理であり、神である。もし、「力が正しさを作り上げる」との唯物論的な考えが正しいならば、法は徳を重んじるべきではなく、力とその保持だけを重んじるべきことになる(『法律』714C)。しかし、このような物理主義的な構想に、プラトンは、反対する。プラトンによれば、神は、あらゆる存在者の始まり、半ば、終わりを経ながら、自然本性に従って、真直ぐ進んでゆく(『法律』716A)。そして、自然本性(の規範)に従う者は、存在充足を得る一方で、自然本性(の規範)から逸脱した者は、神に見捨てられる(『法律』716B)。ここで、ワイルドは、物事の本質に他ならぬものに基づいて(それ故、自然本性的な制裁によって)執行される道徳法についてのプラトンの構想が見られることは明らかであるとする。すなわち、選択をなすことのできる人間の場合、「幸福であろう人々は、自然法に一致して自らの人生を秩序づけ」、「不遜の狂気において力を求める人々は、抑圧と破壊によってまさに罰せられる」とするのである(Wild (1953) p.139)。

以上より、ワイルドによれば、次の2点が明らかとなる。第1に、プラトンは、世界秩序を普遍的な法に服するところの多様な実在者の広大な複雑性を有するものとみている（なお、三島（1980）p.255、参照）。第2に、プラトンによれば、世界秩序は、「生きている知性」によって定立されている（なお、三島（1980）p.267、参照）。しかし、注意すべきことに、この知性は、任意に進むこともないし、また、外的な法を実在者に課すわけでもない。かかる知性は、物事の始原的な実存構造の中にかかる法をむしろ組み込んでいる。従って、かかる知性は、それぞれの実在者の自然本性に結びついた法、つまりは、自然法そのものである（Wild（1953）p.140）。

## 2. 2 有限な実在者の確定的な構造としての自然本性

第2に、プラトンにおいて、自然本性という言葉は、ある物事が一定の種類のものであることを決定し、他の種類のもとを区別する、明確な構造を指す場合がある。この意味において、自然本性は、「具体的な実在者をそれであるところのものにする、本質的な形相（エイドス、イデア）」である（なお、三島（1980）pp.252～6、参照）。かかる意味での自然本性（つまり、構造）は、実在者の働きを支え、そして、決定する（Wild（1953）p.140）。それ故、構造について正確に叙述するということは、「ものの〔自然〕本性を示す」ということを意味する（『パイドロス』271A）。そして、ワイルドによれば、確かに、個々の実在者は、決して完全には示されることはない形相を模倣し参与するに過ぎないが、しかし、具体的な存在者は、できるだけ形相に近づき、知性にそれらの実在者の原型を提示する（Wild（1953）p.141）。そして、「分割され分散している」実存的諸要素の類似性を「統合して、これに何か一つの自然の性を持つものとしての標識をつける」（『ピレボス』25A）。

以上より、かかる意味において、ワイルドは、プラトンの自然本性は、ある事物の本質的なく何であること>を意味している、とする（Wild（1953）p.141）。

## 2. 3 形相的に決定される傾きとしての自然本性

第3に、プラトンは、自然本性という言葉を用いて、形相（本質）以上のものを意味することもある。すなわち、プラトンは、具体的な事物の形相的な自然本性は、その物事が一定の適切な仕方での存在者を変化させ、他の実在者と相互に作用し合うよう規定することを意味するものとして、自然本性を用いることがある（『法律』892C, 『法律』942E1）。プラトンは、『国家』473Aにおいて、具体的な実践は、常に真理へと傾くが、しかし、常に真理に達することはないことが語られる（『国家』473A）。だからこそ、現実の実在者の不完全な形相は、自ら自身を完成するよう求めるのである。従って、自然本性という言葉は、構造に関してだけでなく、構造によって規定されたダイナミックな傾きに関して、用いられる場合がある。例えば、プラトンは、ある自然本性を研究するにあたって、その純粋な直観的構造を理解し、それから、かかる構造によつ

て規定される能動的および受動的な力を理解しなければならない、とすることからも明らかであろう（『パイドロス』270D）。そして、あらゆる存在者の自然本性は、かかる自然本性を充足する一定の行為に傾向性を与え、自然本性に適合するよう働く。例えば、プラトンにおいて、正義とは、あらゆる人にその人に適切なものをあたえるもの、あるいは、自分の自然本性が最も適合するものを実践できるようにするもの、と定義されている（『国家』433A）。よって、ワイルドは、「ある実在者の自然本性は、その本質的な構造だけに関するものではなく、かかる構造によって規定された活動的な配置と傾きに関するもの」であるとする（Wild (1953) p.142）。

## 2. 4 傾きの正しい秩序づけとしての自然本性

そもそも、理性はいかにして、私たち人間を人間の善に導くのか。プラトンによれば、「万物は、その全体が保全されてよき状態〔卓越した状態〕にあるようにと、宇宙全体を配慮している者によって秩序づけられて」いる（『法律』903B）。すなわち、それぞれの実在者は、不完全であるが、その充足（善）に向けて傾いている。しかし、この存在充足は、自然法に一致して秩序づけられた一連の行為を通じて初めて、達成される。プラトン曰く、「不正や、無思慮と結びついた暴慢」といった悪徳は、私たちを滅ぼし、「正義や、思慮を伴った節度」といった徳に適切に秩序づけられた傾きは、私たちが安全に保ってくれる（『法律』906A）。そして、「道具でも、身体でも、さらには魂でも、あるいはどんな生き物でも」、その徳は、幸運によってたまたま生じるのではなく、「それらのおおのにおに本来与えられている、規律と秩序正しさと技術とによって」、生じるのである（『ゴルギアス』506D）。従って、徳とは、問題となっている実在者の充足をそれら傾きが達成するような仕方での、傾きの初期の秩序づけ及び方向づけである。適切な初期の傾きを秩序づける態様は、自然本性に適合しているものである。それぞれの自然本性はそれ自身の適切な徳を有しているのである。かかる意味において、自然本性は、第4の意味（傾きの正しい秩序づけとしての自然本性）を有する。ただし、非認知的な存在者は、適切に秩序づけられた初期の傾きを、自然本性の諸原因によって、自動的に与えられている。一方、人間は、自己を方向づける理性的な力を有している。それ故に、行為するにあたって、自身をコントロールする習慣（「品性」（『国家』435E））によって、その初期の傾きを秩序づけなければならない。この点を、ワイルドは、次のように述べる。理性は、「あらゆる人間の傾きを、私たちの多方面にわたる人間の自然本性を充足することができる一貫したパタンの活動の中に秩序づけながら」、その理性の影響を「あらゆる人間の傾きの初期の局面に浸透」するよう図らなければならない。人間は、「善を獲得するための欲求を有するだけでなく、善を獲得するという実際の力を有するのである」（Wild (1953) p.145）。

## 2. 5 実存的な充足としての自然本性

徳とは、「善きものを獲得する能力」である（『メノン』78C）。善という価値（善性）は、あらゆる実在者が充足を求める。しかし、生きている被造物の善性は、常に、最終的に行き着くべき固定された状態ではない（人間の場合、行き着くべき固定された状態は死である）。けだし、生きているものの生活は、プロセスだからである。従って、有限な被造物の善性は、そのプロセス全体を通じて貫く、生活の在り様である（なお、山田（2019）pp.4～6、参照）。ということは、かかる類の価値とは、そのプロセス（つまり、自然本性的な傾き）の秩序づけとして考えられる。一方、自然本性的な傾きの妨げは、悪であり（例えば、不正義は、「行為を不可能にする」ものであり（『国家』352A, 352C)), 善の不足である（例えば、富の所持は善であるが、富の欠乏は貧しさである（『ゴルギアス』477B～C))<sup>2)</sup>。従って、善と悪とは、実存的なカテゴリーである。善とは、現実化（充足）という条件において存在する。

さらに、善が、その実在者がその実存的な能力を現実化することであるならば、その現実化は、その物事の特定の自然本性に適合することでもある。従って、ある実在者にとって善であるものが、別の実在者にとって善であるとは限らない。プラトンは、「何の世話でも、その方法はただ一つ、各々に対して、それに固有の養分と動きを与えてやることです」と述べ（『ティマイオス』90C）、自然本性を基準にする。働きは、「われわれの臆断〔思いなし〕によってではなく、作用自身の〔自然〕本性に従って、行われる」のである（『クラテュロス』387A）。つまり、善は、功利主義が主張するとき主観的な欲望ではなく、自然本性的なもの（自然本性に従って存在するもの）である。

では、私たちは、いかにして、ある実在者の実際の自然本性を決定するのか。プラトンは、「何の種類のもので構わないが、その本来自然のあり方を見たいと思うなら、例えば硬さのそれを見ようと思う場合、最も硬いものに注目すれば、その方が硬さ何分の一程度のもを見るよりも、ずっと理解がいくだろう」（『ピレボス』44E）と答える。すべての変化する物事は、不完全であり、傾向的である。それ故に、それらの傾きの根底に何があるかを理解するには、私たちは、最も極端であり、最も過激なものにその例を見るべきなのである（『ピレボス』45A）。従って、真なる充足がなされるためには、絶え間ない集中と秩序づけが必要である。すなわち、ワイルドが指摘するように、真なる充足は、自発的に内部から生じ、一貫した目標に一貫して秩序づけられ、峻烈な努力をもってのみ獲得されるのである（Wild（1953）p.148）。

以上より、善と悪は、構造（形相）の観点のみから分析されるべきではない。善と悪は、実存のダイナミックな様態である。それ故に、人間の善と悪は、自然本性的な初期の傾きから始まり、充足あるいは逸脱に向かう、魂に由来する（『カルミデス』156E）。自然本性に適合するこれらの始めの傾きの正しい秩序づけが徳（つまり、善の原因）である。このように徳と善性の間には密接な関係があるが、徳は、自然本性に一致適合して行為し存在する内的な力であり、有限な善性は、かかる力の現実化（充足の現実化（「善きものを所有すること」（『饗宴』205))）である。従って、徳は、そのもっとも本質的な部分として善性内部に含意されている。この点を主体的な経験

の観点（一人称の観点，行為する人格の観点）から分析すれば，次のようになる。義務の感覚は，人間的行為の初期段階にある。よって，義務の感覚は，徳に結びついている。一方，充足の感覚は，人間的行為の最終的な段階にある。よって，充足の感覚は，善性に結びついている。しかし，充足の感覚（善性）は義務の感覚（徳）なしには，生じることはない。ワイルドは，徳と善性の関係を，このように分析してみせるのである（Wild（1953）p.149）。

### 3. プラトンの哲学における自然本性

ここで，以上で述べられたプラトンの哲学における自然本性の概念を5つの概念としてまとめてみよう。

第1に，プラトンにおける自然本性という言葉は，互いに支え合っている傾きについての全世界秩序という意味において，用いられる。従って，道德規範は人間によって作られた構成物ではなく，実在的なものである（Wild（1953）p.149）。

第2に，プラトンは，自然本性という言葉は，個々の実在者の構造（形相）を意味して用いる場合がある。かかる意味において，自然本性は，不完全であり，完成したものではない。しかし，あらゆる具体的な存在者の根底に存在し，その特徴的な態様の行為を規定する。従って，規範は，物事の自然本性に埋め込まれており，発見されるものである（Wild（1953）p.150）。

第3に，プラトンは，自然本性という言葉に，形相が形相それ自体の現実化あるいは完成に傾くという意味を持たせる場合がある。もし，実在性が傾向的なものでなく終局的なものであるならば，倫理学は，存在し得ない。けだし，倫理学は，善に向けた能動的な傾きの方向づけに関する実践的な学知だからである（Wild（1953）p.151）。

第4に，プラトンは，有徳な活動を方向づける法という意味でも自然本性という言葉を用いる。有徳な活動を方向づける法は，実際の自然本性に〈よって〉，あるいは，実際の自然本性に〈従って〉，定式化される（Wild（1953）p.151）。

第5に，プラトンは，自然本性という言葉は，実在者が素晴らしく秀でた形で現実化されること（人間でいえば，真なる生活を営むこと）を意味する場合がある。従って，実在者にとっての最高の価値とは，その自然本性の働きを，妨げることなく，できるだけ高度に現実化することである。

以上より，プラトンの存在論的基盤は，古典的自然法論の5つの存在論的テーゼすべてを充足している。よって，ワイルドは，自然法論は，ストア派をもって始まるのではなく，プラトンをもって始まると結論づけるのである（Wild（1953）p.152）。

## 4. プラトンの自然法倫理学

さらに、ワイルドは、以上で述べられた存在論的な諸前提（形而上学的な諸原理）を適用することによって、プラトンの自然法倫理学の3つ要点（すなわち、①自然法の普遍性、②自然本性に基礎づけられた規範、③人間本性の現実化としての人間にとっての善）を、以下で見るように示し、プラトンが自然法倫理学の創始者であることを明らかにする。

### 4. 1 自然法の普遍性

プラトンは、あらゆる魂が、「神的なもの（理性）」を備え、作られていることを明らかにし（『ティマイオス』69）、人間本性とその本質的な傾きは、あらゆる人間によって共有されていることを示す。そして、プラトンにおいて、徳というものは、男であれ女であれ、子供であれ年寄りであれ、「どのような人間の持つべき徳もすべて同じである」とする<sup>3)</sup>（『メノン』73A～D）。それ故、「哲学者たちが国々において王となって統治するのではないかぎり」、「人類にとって」の困難は終わらない（『国家』473D）との、プラトンの主張は、ヘレニズム的な理想だけでなく、人間一般にとっての理想を主張している（『国家』499C～D）。『パイドン』では、ギリシア人やペルシア人の魂ではなく、人間の魂が主題とされ、『法律』では、「世間の人びとが書かかれざる掟と呼んでいるもの」（『法律』793A～B）は、「あらゆる真なる人間共同体の書かれた法を普遍的に主張しそして基礎づける」ことを目論んでいるのである（Wild (1953) p.153）。従って、プラトンにおいて、自然法とは普遍的なものを意味している。

### 4. 2 自然本性に基礎づけられた規範

次に、（先に指摘したように、）プラトンにとって、徳は、一般的に、存在論的なカテゴリーに属するものである。すなわち、「それぞれのものには、それが本来〔自然本性的に〕果たすべきくはたらき」が定まっているのに対応して、「徳」（優秀性）というものがある（『国家』353B）。目の働き（エルゴン）は、見ることであり、耳の働きは、聞くことである。それぞれの物事が、その自然本性的な働き（エルゴン）を、妨げられることなく、よく遂行することが、徳（優秀性）であり、自然本性的な働きが歪み捻じ曲げられることが、悪徳（劣悪性）である。とするならば、人間は、その魂が、自己本来の働き（人間の自然本性的な傾き）を善くなしとげる（つまり、善く生きる）時に、有徳に生き、自己本来の働き（人間の自然本性的な傾き）を歪め侵害するときに、悪徳となる（『国家』353D～E）。さらに、人間社会も、自然本性に基礎づけられている。つまり、人間社会は、任意の契約（社会契約）から生じるのではなく、基本的な必要から生じるのである。社会的な協働なくして、私たちの多方面にわたる基本的な必要は充足されることはない（『国家』369B～C、なお、三島（1980）pp.258～9、参照）。そもそも、人類の共通な必要は、偶有的な



欲求から区別され、人権として扱われる。確かに、プラトンは、人権との言葉を用いてはいないが、その概念を明確に用いているのである (Wild (1953) p.154)。

#### 4. 3 人間本性の現実化としての人間にとっての善

そもそも、善とは、必要なきものであり、完全なものである (『ピレボス』60C)。それ故、善は、「究極的に求められ、すべての者によって選ばれるもの」である (『ピレボス』61A)。従って、プラトンは、始原的な自然本性は、欠乏あるいは必要の状態にあり、それ故、人間の善を、必要の充足として捉える。そして、人間は、常に複雑である。人間には、支配する高度な部分と支配される従属的な部分がある (『国家』442B)。善性あるいは充足性の状況に至り維持するために、それぞれの部分は、その自然本性的な働きを遂行しなければならない。もし、自然本性的な働きが遂行できなければ、その実在者は、悪の状態となる。それ故に、道徳的な無秩序 (悪徳) は、体の病気に類比される (『国家』444C)。そして、身体一定の部分だけでなく、魂の一定の部分も、自然本性によって、秩序づけられる。すなわち、健康とは、「身体のなかの諸要素を、自然本来のあり方に従って互いに統御し統御されるような状態」にすることであり、他方、不健康 (病気) とは、身体の中の諸要素が「自然本来のあり方に反した仕方で互いに支配し支配されるような状態をつくり出すこと」である。一方、正義とは、「魂のなかの諸部分を、自然本来の在り方に従って互いに統御し統御されるような状態」にすることであり、不正義とは、魂のなかの諸部分が「自然本来のあり方に反した仕方で互いに支配し支配されるような状態をつくり出すこと」である (『国家』444D)。つまり、徳とは、「われわれがまさにそれによって生きるところの当のもの〔魂〕の本来のあり方」である (『国家』445B)。従って、有徳とは、魂の様々な働きの自然本性的な働き (健康) である一方、悪徳は、反自然本性的、無秩序化された働き (病気) である。そもそも、人間本性は、活動的であり、傾向的である。人間にとっての善は、一般的に、その人間の自然本性の現実化である。

以上より、プラトンの自然法倫理学の要点は、第1に、有徳な働きの一般的なパターンは、あらゆる人間にとって普遍的である。第2に、有徳な働きは、肉体の健康な働きがその身体的な構造に基づいて定立されているのと同じように、人間本性に基づいて定立される。第3に、人間の目的は、自然本性の現実化 (完成) である。よって、ワイルドの指摘する如く、プラトンは、自然法倫理学の3つのテーゼすべてを充足し、自然法論を確立した最初の哲学者であるといえよう (Wild (1953) p.156)。

では、アリストテレスは、私たちが定義してきた意味での、古典的自然法論者 (道徳的実在主義者) なのか。アリストテレスの著作において、自然法という言葉はあまり見られない。とするならば、アリストテレスが、自然法論者であるならば、自然法に相当する概念は何なのか。ワイルドが指摘するように、アリストテレスの (自然法) 倫理学は、その形而上学と自然哲学の体系に組み込まれることなくして、理解することは不可能である (Wild (1953) p.157)。アリストテレスの (自然法) 倫理学は、人間ならではの自然本性に一般的な存在論的な諸原理を適用することによって、

成立する。そこで、プラトンの場合と同様に、ワイルドに倣って、自然本性という言葉进行分析することを通じて、その存在論的な諸前提を見ることにしよう。

(次号に続く)

〔注〕

- 1) 相対主義的世界観に基づく鋭い自然法論批判者ケルゼン、プロタゴラスについて、(三島(1980) pp.245～6)、参照。
- 2) プラトンにおいて、神は完全であるが(『国家』381C)、一方、あらゆる有限な実在者は制限されている。ここで注意すべきは、プラトンにとって、かかる制限は悪ではない。悪とは、単なる欠乏ではなく、有限な自然本性によって求められる獲得可能なものの欠乏である。
- 3) なお、プラトンによって展開された法思想的契機の問題点の指摘に関して、(三島(1980) pp.269～70)、参照。

〔参考文献〕

- John Wild (1946), *Plato's Theory of Man: An Introduction to the Realistic Philosophy of Culture*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- John Wild (1948), *Introduction to Realistic Philosophy*, New York: Harper.
- John Wild (1953), *Plato's Modern Enemies and the Theory of Natural Law*, Chicago: The University of Chicago Press.
- John Wild (1959), *Human Freedom and Social Order: an Essay in Christian Philosophy*, Durham, NC: Duke University Press.
- Richard I. Sugarman and Roger B. Duncan (eds.) (2006), *The Promise of Phenomenology: Posthumous Papers of John Wild*. Lexington Books.
- 高橋広次 (2016), 『アリストテレスの法思想 —その根底に在るもの—』成文堂。
- 高橋広次 (2018), 「アリストテレス自然法論の再考 —『ハプロース・ディカイオン』の意義に即して—」『南山法学』41巻3・4号, pp.1～33。
- 平手賢治 (2016), 「トマス主義自然法論とは何か」『法政論叢』第52巻第2号, pp.1～13。
- 平手賢治 (2017), 「アンヘル・ロドリゲス・ルーニョの自然法論」『法政論叢』第53巻第2号, pp.107～123。
- 平手賢治 (2018), 「自然法と行為」『志学館法学』第19号, pp.87～104。
- 平手賢治 (2019), 「ジョン・ダニエル・ワイルドの自然法論序論 —古典的自然法論の歴史的展開—」『岐阜協立大学論集』53巻1号, pp.55～71。
- 三島淑臣 (1980), 「プラトンの法思想について—一つの覚書」『法政研究』46巻2号, pp.243～274。
- 三島淑臣 (1993), 『現代法律学講座3 法思想史〔新版〕』青林書院。
- 水波 朗 (1968), 「書評 カール・ポパー『開いた社会とその敵』第一巻—プラトンの呪文— (Karl R. Popper: *The Open Society and its Enemies, Vol. I - The Spell of Plato*, 1945) ジョン・ワイルド『プラトンの現代の敵と自然法論』(John Wild: *Plato's Modern Enemies and the Theory of Natural Law*, 1964)」九州大学法政学会『法政研究』第34巻4号, pp.147～160。
- 水波 朗 (1970), 「プラトンにおける法律・ロゴス・正義 —黄金の思慮の導き—」『法政研究』36巻1号, pp.1～38。
- 水波 朗 (2005), 『自然法と洞見知 —トマス主義法哲学・国法学遺稿集—』創文社。
- 山田 秀 (2019), 『人間と社会 —自然法研究—』成文堂。
- H. ロンメン (阿南成一訳) (1961年), 『自然法の歴史と理論』有斐閣。
- \* プラトン, アリストテレスの著作に関しては, 田中美知太郎=藤沢令夫編集『プラトン全集』岩波書店, 出陸監修=山本光雄編集『アリストテレス全集』岩波書店, を参照した。